

教育民生常任委員会

(令和2年10月26日)

○ 竹野兼主委員長

それでは、インターネット中継をお願いします。

ただいまから教育民生常任委員会を開催させていただきます。

当委員会におきましては、インターネット中継を行っておりますので、委員の皆様には、ぜひご協力としてマイク、聞こえないというふうな話が少し出ておりますので、しっかりとマイクを口元のところに寄せていただきながら発言をお願いしたいと思います。

審査のスケジュールとしましては、本日は、休会中の所管事務調査としまして、学校プール運営事業の在り方についてを取り扱いたいと考えております。

なお、所管事務調査終了後には、協議会として、小学校給食についてを取り扱った後、その他事項として、管内視察についてのご協議を願いたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、休会中の所管事務調査といたしまして、学校プール運営事業の在り方についてを取り扱ってまいります。

まず、教育長、ご挨拶をよろしくをお願いします。

○ 葛西教育長

皆さん、こんにちは。教育委員会でございます。

常日頃は、大変ご指導いただきまして、ありがとうございます。

本日は、また、学校プール運営事業の在り方ということで所管事務調査、そして小学校給食について協議会ということでございます。どうぞご審議のほう、よろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。

では、資料の説明をお願いいたします。

○ 長谷川教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

では、まずタブレットのファイルの場所でございますが、フォルダーから申し上げて、06休会中（10～11月）の05教育民生常任委員会の001教育委員会（所管事務調査資料）と  
いうのをよろしく願います。

では、学校プール運営事業の在り方についての資料をご説明させていただきます。

1 ページめくっていただきまして、目次を願います。

まず、目次といたしまして、五つ項目がございます。

事業の概要と経緯、そして二つ目が事故を受けた事業の見直し、三つ目が現在の実施状況、四つ目が現状と課題と対策、五つ目が今後の方向性、こういう順番でご説明をさせていただきます。

3 ページのほうをよろしく願います。

まず、一つ目の事業の概要と経緯につきましてですが、学校プール運営事業につきましては、昭和48年にPTA等から、夏休みに子供たちに水に接する機会を与えたいとの要望を受けまして、PTAへの委託事業として始まっております。

現状ですと、違いがございますが、夏休み開始から10日程度として、運営体制、PTAに願いまして、責任者、監視員を出していただきまして、安全対策に注意しながら実施しておりますが、本年はコロナ禍のため中止となっております。

二つ目、実施の経緯でございます。

先ほど申しました昭和48年から事業が始まっておりますが、元年に市P連代表、校長会代表等からなら学校プール運営事業検討会、これを毎年10月に行っておりまして、翌年の事業をどうするか、改善点はないかということの話し合いをずっと続けておるところでございます。

いろいろ改善も行っておるわけですが、真ん中あたり、平成29年の8月に、県小学校におきまして、プール運営事業中に小学3年生児童が溺水する事故が発生をいたしました。この事故を踏まえまして、8月から10月において学校プール事故検証委員会、それから学校プール運営事業に関するアンケートというのを当時取らせていただいております。

31校、平成29年は実施しておったわけですが、継続したいというご意見をそのときにいただいたのが17校、また、PTA会員アンケートに回答いただきました方々のうち、60.6%が事業を継続したいというご意向を示されたということでございます。そして、他市の事故があった等の事例を調査いたしまして、改善を検討してまいりました。

学校プール運営事業に係る懇談やプール運営事業検討会を経まして、平成30年の1月に

継続していくことを確認しておりますが、これは後ほどまたご説明をさせていただきます。

そして、平成30年もプール事業を行うという中で、2月に学校プール運営事業に関する意向調査、全校に対して調査しまして、8校、実施可能というところでしたが、5月になりまして新PTA、新しい代のPTAの方々に事業実施の意向確認をいたしましたところ、平成30年は4校で実施をしたと、こういう経緯がございます。

3番目は、事業期間の変更というところで、昭和48年から平成27年まで、最初は、ほぼほぼ夏休みいっぱいをやっておったわけですが、その後、期間も回数も減少に向かっていった経緯を説明させていただいております。

4ページをお願いいたします。

事故の見直しの中で、私も先ほど申し上げました二つの検討会と会議を立ち上げておりまして、一つは、学校プール事故検証委員会、これは教育委員会事務局と総務部、消防本部等、内部で構成をいたしまして、事故の検証、何が原因であったと、どういう安全対策ができる等の検証を行っています。

また、市P連、校長会、教頭会の代表と教育委員会で学校プール運営事業を複数回開催いたしまして、事業をどうしていくかについて、改めて関係者の方々のご意見をいただきながら見直しを行ってまいりました。

まず、主な見直しの内容でございますが、入水時間の制限、それから安全のための入水の人数の制限、健康に留意して、また、目の届く人数というところで、そういう制限をさせていただいて、また、監視員の服装として、やっぱりダッシュガードを含めた水着を着ていただく、それから監視体制として歩き回りながら、また、高所、監視台を用いて、目線を高くするなどの監視を取り入れること、そして救命講習、監視員講習。監視員講習をこれまでやっておりませんでした。監視員講習を行うというところで、改善をしています。

また、児童への指導というところでバディ・システムと記載しておりますが、一人では遊ばないと。必ず相棒、友達と一緒に複数の子供たちで遊ばせるような指導の徹底というところで改善を図っております。

また、事業の継続に当たりましては、事故があった場合の法的責任の整理であるとか、監視専門のプロに外部委託、その辺りの検討もいたしております。

二つの囲みがございます。

まず、法的責任。事故が起こった場合の運営委員、または監視員の方々の法的責任につ

いて検討しておりますが、まず、これ、市からの委託業務というところで、基本的には公務、いわゆる国家賠償法の適用を受ける公共の公務であるというところで整理されております。

一義的に責任を負うのは市でございますが、国家賠償法の規定に基づきまして、故意、または重大な過失があった場合、監視体制に関わった運営委員会等の方々が損害賠償の責任を負うことがあるということになります。

請求や訴訟の態様により異なること、また、損害賠償や訴訟そのものを止めることはできないというのが当時の結論でございます。

そして、下に同意書提出による監視員の免責と書いておりますが、この同意書と申しますのは、いわゆるプールの参加に際して、保護者の方が自己責任で、いわゆる運営団体に責任がないことに同意しますみたいな文書をいただくところもございまして、それによって全ての責任が一切免責されるということではないよというところが確認されております。

また、隣の外部人材の活用につきまして。

これは、当時、四日市水泳協会の委員の方々とお話をさせていただきましたが、そこでアドバイスもいただきました。入水制限であるとか。それから一般の警備員の方ではなかなか水泳指導、確保、派遣が難しいのではないかと。また、夏はなかなか繁忙期であるため、そういうプールの指導員、この人たちを学校に派遣するのは、その人数のキャパシティからいって困難であるというような、当時、ご意見をいただいております。

警備業者の活用と書いてございますが、いわゆる有償委託ですと、警備業法の認定が必要になります。その場合、いわゆるガードマンでは安全性に懸念が生じる、いわゆる警備業者に委託をお願いすると、ガードマンでは子供たちの安全に懸念が生じるのではないかと、当時、議論したという経緯でございます。

こういう議論を踏まえまして、平成30年1月でございますが、話合いの末、結論を決めさせていただいております。

来年度以降も実施意向のある学校においては、プール運営事業を継続する、また、児童安全確保のための取組は、今後もPTAと協議を行う。要は、安全のための取組を今後もPTAと相談して進めていくということを確認し、平成30年度以降も事業を継続するということを確認させていただきました。

5ページをお願いいたします。

現在の実施状況でございますが、平成29年以降、平成30年、令和元年と、4校の実施と

なっております。実施回数が少ないのは、雨等の天候不良によるものです。また、令和2年は、新型コロナウイルス感染症に伴い、学校プール施設が、授業がそもそもできておりませんので、プールが使用できないということで中止となっております。

そして、現在、安全対策等、先ほどの検討を踏まえまして、監視員講習会の実施や監視台の購入、また、細かいことですが、ホイッスルや名札を準備いたしまして、また、ネッククーラー等、熱中症対策に係る費用も増額をさせていただいて、安全対策に努めているというところがございます。

実施していただいたPTAの方々からご意見をいただいておりますが、やはり事業のプラス部分、成果といたしましては、やっぱり楽しみにしている子供たちの笑顔等を見れたということ、また、保護者として子供たちのために事業を継続したいという思いは持っているんだというご意見、そして、やっぱり泳力向上や夏休みの生活リズムづくり、水泳指導にも役立つというご意見、当日の運営とプール監視の役割、この辺を明確にしてスムーズに運営できたというご意見、また、参加者を、プールに入る人数を制限することで、安全確認や監視等が行いやすかったというご意見をいただきました。

反対に課題のほうでございますが、やはり安全に活動するためには、PTA独自に負担していただく部分もございまして、それが厳しいということ、また、水着着用が義務化されるなど、私どもがお示しさせていただく運営マニュアルはやっぱり厳しいなというご意見、そして、熱中症対策や交通安全、防犯面も心配だなというご意見、また、事業を継続したいが、やはり監視員の確保が非常に困難であると、専門の監視員を配置するなど、監視を強化してほしいというご意見、また、万が一事故があった場合に責任や精神負担が大きいなというご意見、そして、途中からの入退場があるためボディ・システムの運営が難しい、この辺りがなかなか課題だと、また、グループ分けにも不安があるというご意見をいただきました。

6ページをお願いいたします。

こういう課題等を整理させていただきまして、教育委員会としてどういう対策ができるかということをもとめさせていただいております。

一つ目は、物的な話、物の話でございますが、例えば水着の着用であるとか、運営面における監視員の負担につきまして、あとは、より安全に監視を行うための環境整備につきまして、例えば水着の購入費であるとか、監視台等々、備品購入費の増額と、また、熱中症に係る医療費等の増額、この辺りが対応策になってまいります。

そして、人的配置の部分でございますが、プール監視専門の監視員配置の要望。これは、専門のプロに見てもらえないかというご意見でございますが、委託による監視員配置、いわゆる委託業者にプール監視をお願いいたしますと、警備業法の認定が必要となって困難、これは、プール監視業務を他人から委託を受けて有償で行う場合は、警備業法の認定を行うという警視庁の見解がございます。

片や、例えばプール監視業務を管理者の職員が自ら行う場合や、指定管理者制度で行う場合、または無償ボランティアで行う場合は、警備業法の認定は必要ないという見解が示されております。

ということで、監視員を市が直接雇用して、実施校に派遣するなどの方法であれば、警備業法で認定の必要はないので、そういう方法が検討できないかと。現状の4校に各1名程度、数名のそういうプロの監視員の確保というところであれば、検討は可能ではないかということをお現在考えております。

そして、3番、法的責任でございますが、事故が起こった場合の責任問題等のPTAの精神的負担でございますが、まずは、仕様書に書いてある安全対策を徹底していただくこと。しかしながら、先ほど申し上げましたように、こういうまた重大な過失があった場合は、損害賠償の義務を負うことがあったり、やはり全ての責任が免責されるわけではないこと、また、法的責任はなくても、やっぱり精神的負担は事故が起こったら大きいというところは、これはなかなか避けられない課題と考えております。

5番、最後でございますが、今後の方向性として2点、まとめさせていただいております。

今後も希望する学校を対象に、安全対策を十分に行った上で、プール運営事業は継続していきたいというのが一つ、思いでございます。子供たちのためにプール事業を実施していく意思を示していただいたPTAと共に、安全に事業を継続していきたいという思いでございます。

ただ、安全管理の徹底や監視における精神的負担等、PTAの負担も増しておることから、やはり全校一律で実施することは困難ではないかなというのが、私ども、正直な感覚でございます。

そういう中で、二つ目の丸でございますが、学校プール運営事業は、小学校夏休み生活向上事業と統合する方向で検討できないかということをお現在考えております。

小学校夏休み生活向上事業、これは各PTAと委託というところで、親子レクリエーシ

ョンや体操教室、学校のプールを活用した取組等々、体育行事と自由研究課題づくり教室や工作教室などの文化活動、いろんなメニューを増やしまして、夏休みの小学校の子供たちの生活向上のPTAとのコラボ事業というところで実施できていけないかなという、この一つの項目として、プールの事業も運営していきたい、このような方向性を私どもは今現在持っているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

#### ○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

資料に対するご質疑、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

#### ○ 中村久雄委員

ありがとうございます。

最後のほう、一番最後のところですけど、学校プール運営事業は、小学校夏休み生活向上事業と統合する方向でという方針は、それはもう始まっているわけですか。

#### ○ 長谷川教育総務課長

今年の令和2年度からモデル事業として3校程度、今年は実施することを当初予算でお願いしておりましたが、残念ながら、これもコロナ禍で、夏休みの時期も変わりましたというところで、そのモデル事業が今年度実施できませんでしたので、来年度、改めてその辺りは仕切り直しとして、まずはこの小学校夏休み生活向上事業をモデル的に実施して、それを全校で広めていきたいと、このように考えております。

以上です。

#### ○ 中村久雄委員

イメージ的には、授業参観のような形で父兄も参加して、例えばプールを活用して防災教育、環境教育もですけど、防災でつなげるときに、もし流されたらどういうふうな身の振り方とか、水難事故があったときの身の処し方というのを一緒にやっていくような形で、これを考えられているんですか。これはもう全校に広げたいということですか。



## ○ 長谷川教育総務課長

メニューにつきましては、いろいろかなと思っております。自由研究の課題を親子でサポートしながらやっていくであるとか、今おっしゃっていただいた防災教育等々、学校もエアコンを入れていただきましたので、その辺り、活用しながら、体操やいろんなことを、今もPTAでいろいろ夏休みに当たってやっていただいていることを改めて位置づけしていただくことも含めて、それぞれの学校やそれぞれの地域の特性に合わせてながら、子供たちとPTAで夏休みにできることを計画していただいて、それに対してうちとして学校それぞれに、当然、メニュー、全て選べるということじゃないと思うんですけど、それぞれ独自に考えていただいたことも踏まえながら、全校で実施できる内容は実施していただく。このような形で事業が果たせられないかなと、今、考えているところでございます。

以上です。

## ○ 中村久雄委員

意見ですけれども、最初の説明の中で、事故が起こったときには、一義的には市に責任があるということでしたね。だから、市としてPTAなりの監視員さんにこうしてくださいというのは、これは求めていかんことにはそういうのを免れやんかなというふうに思って、そこをしっかりと求めた上で、安全に学校の授業参観みたいな形でやるのであれば、教職員も先生もいらっしゃるんですから、そのプールの活用という意味で、また、学校の授業の中でプール授業が増えていけばまたいいかと思うんですけど、その辺もまだ決まっていませんし、何とか活用して、子供たちの夏休みのなかでいろんなパターンで、ぜひやってほしいなというふうに思います。

ぜひこれは学校で、今4校が実施したいということですが、市としてもこういう方向で、やっぱり全校、最低これだけはプールの水泳授業、プールに入る機会を捉えていきたいという部分は示したほうがいいかなというようなことを感じます。

以上です。

## ○ 竹野兼主委員長

他にご質疑、ご意見、ございましたら。

## ○ 荒木美幸委員

確認程度のことになるかも分かりませんが、6ページの今後の方向性ということで、大きく2点示していただいておりますが、こちらの方向性でいいというふうに感じています。

先ほどの説明の中で、県小学校での事故後に保護者の方にアンケートを取られて、その中の60%は継続してほしいというご意向があったという結果が出ているんですけども、結果としては、様々協議をした結果、4校しか実施ができなかったという現状があると思うんですね。

そうすると、希望された保護者さんからしてみれば、かなわなかったという状況が考えられるんですけども、しかし、それについて教育委員会のほうにもっとやってもらえないと困るとか、多くするべきだといったような、そういうご意見というよりは、一定のリスクということのポイントを分かった上で4校やむなしという考え方の保護者が多いのか、いやいやもっとそうじゃなくて、何とかできる方向でというご意見が多いのか、その辺の温度というのはどうでしょう。

## ○ 長谷川教育総務課長

やはり当時も今も、これを運営していく大変さというのは、全ての学校からご意見、やっぱりプール、子供たちの笑顔が見れてうれしいんだけども、大変だよというご意見が根底にあると思われまます。

そして、それぞれやはり続けていくところを自分たちの代でなかなかやめるのもな、頑張ろうというご意見と、やはりちょっと集まらないし、地域のサポートも、なかなか地域にそういうたけた方がいらっしゃいますと、その方が支えていただくということもあるわけですけども、そういう方がもうできないということになったのを機会に、やっぱりもう無理かなというところですね。

真摯に話をそれぞれ平成29年から平成30年のときにPTAのほうでしていただいて、その結果として4校は頑張るというところで、前年に続けていただいたと、このように受け止めていますし、やはり法的責任は、先ほど申し上げましたように、市のほうが受ける。また、マニュアルを守っていただければ、法的責任はありませんよというものの、やはり事故があると、心の痛みというのは大きいものがございまして、やはり頑張ろうという方には精いっぱいサポートさせていただいて、違うことをしたいというところにつきましては違うメニューもご用意するというのが、一番私どもとして全校実施の形に向かっていくためにはいいのではないかと、このように考えておるところでございます。

以上です。

#### ○ 荒木美幸委員

その4校の、今、ご説明があったように、頑張るということで、PTAさんが主体になってやってくださっていると思うんですが、毎年、メンバーは役員さんも変わられると思うんですね。変わるごとに、やはり思いであったりとか、頑張らなければいけないけれども、やっぱりどうなの、安全面という不安もあたりとか、やはり気持ちの温度の差というのは出てくると思うんですね。

だけれども、続行する、継続するって決めたので、仕方がないから進めていくしかないよねというのがあると思いますので、その役員が変わったときの意思統一であったりとか、教育委員会のそのフォローであるとか、そういったことのハンドリングというのをしっかりやっていただく中で、不安であったりというのを払拭しながら、4校ではありますけれども、サポートしていただきたいと思いますし、今後の状況を見ながら、もちろん頑張ってもらいたいのはすごく子供たちにとっても喜ばしいことなんですけれども、どこか無理が出てきたときには、あまり無理をさせずに、新たな方向に導いてあげるような、そういう教育委員会のハンドリングをお願いしたいなというふうに思いますので、その点だけよろしくをお願いしたいと思います。

#### ○ 竹野兼主委員長

石川委員、どうですか。

#### ○ 石川善己委員

今、頭の中でまとまっていないような状態ですので、今、荒木委員おっしゃって見えたところの中で、PTAさんが代替わりしていく中で、その思いを継続していくというのは非常に難しいところがあるわけですね。

先ほど、教育委員会さん主導でフォローをというところなんですけど、そこってなかなか難しいのかなって。あくまで代々受け継いでいっていただくPTAさんの中での引継ぎとか、意識がないと、なかなかその思いというのは踏襲をしていけやんのかなと思っていますので、教育委員会さんとか、あるいは学校さんがこういう思いでやってもらっていますとは言われるものの、やっぱりリスクを考えたら、尻込みをされる役員さんというのが多

数出てきてもおかしくない状況の中で、じゃ、そのリスクを精神的に解消できるだけのものが、じゃ、学校として、あるいは教育委員会として人的、あるいは設備、施設的に対応ができるかというところ、多分難しいのやろうなと。

そういった中でやっていっていただくには、やっぱり思いをつないでいっていただくしかないところでいくと、無責任かも分からないんですけど、教育委員会がやれることには限界があるのかなと思っています。

ただ、個人的な思いとしては、やっぱり子供たちがプールに入る機会というのは、やっぱりできる限り継続をしていってあげたいなという思いがある中で、どういうバランスを取っていくのか、安全確保を取っていくのか。

直接、保護者にしても、教育委員会にしても、そこをやるには限界があるので、やっぱり途中にあったような形で——プロなり専門家という表現はいいのかどうかよく分かりませんが——前回少し、私、触れたんですけど、大学とか高校で水泳部でやってもらっている子たちとかにも関わってもらって安全確保をして、PTAさんが安心できるような状況をつくらんとかなかな。

今はいいと思うんですよ。でも、やっぱりこれが5代も6代も経ていく中で、尻込みをされたときに、大丈夫ですよと言いきれる環境というのはなかなか実現が難しいというジレンマで、すみません、何かとりとめのないような意見になっちゃうんですけど、思いとしては、できるだけ子供たちがプールに入る機会を継続できるようにしてあげたいなとは思っている中で、本当にそれだけの整備ができるのかというところが課題だというふうに思っております。

## ○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

先ほど中村委員のほうからも出た意見の中には、今後、増やしていく必要があるのやないかというような言葉があったように思うんですけど、実は、この資料の中には、4校であれば何とかサポートをしていける可能性はあるというふうに出ております。

これが増えていくことによって、そうしたらサポートがし切れるのかというところ、なかなか難しいという部分のところについて、中村委員が意見として、増やしていくのもいいよねと。確かにその部分は、今、石川委員が言われるみたいに、安全性が確保できていけるのであれば、ぜひやってほしい。これはもう多分、委員の皆さん、議会のメンバー

全員がそのような思いはあるとは思いますが、現状のこの資料の部分のところで提案が出ているのは、4校であればというようなところもある。

その部分のところについて、荒木委員、また、石川委員は、担われているPTAの負担の部分のところを少しお話しされているような状況かなと思っています。

そんなことも含めて、各委員の皆さんからも意見をいただければというふうに思うんですけど。

## ○ 中村久雄委員

ちょっと誤解があるようなので。

PTAの負担は非常に多大なものがあると思います。私が全校にといったのは、この一番最後の今後の方向性の中の、夏休み生活向上事業と統合する方向で、例えば防災教育をやりながら授業参観のような形で、水とプールを活用するような、そういう時間が取れたらいいなということでございます。

PTAに関しては、1回やめたら、なかなかもうできません。荒木委員がおっしゃるように役員さんも変わる中で、やっぱりリスク、安全というふうな思いが強い方があれば、なかなかこれは難しいという話で、そういう意味でも、安全対策というのは、市が一義的な責任は持つよと。しっかりマニュアルどおり父兄の方も見てくださいよということをやっておけば大丈夫よというところをしっかりと理解していただいて、何とか大きな責任を感じずにできるような形になってほしいなというふうに思います。

また、これ、反対に監視員さんとか、そういう専門家が入ってくれば、結構、PTAの皆さん、そちらに任せ切りで、自分たちの学校を監視する目が弱まってしまわないかなという部分も心配するところでございます。

今の体制で何とかそれはそういう形で投げていって、今後の方向性というのを伸ばしていったらいいなという思いでございます。

以上です。

## ○ 竹野兼主委員長

今、中村委員のほうのところ、少し理事者に確認したいんですけど、中村委員の感覚で言う夏休み生活向上事業という部分のところ、プールのやつを基本にしてというふうなものとは違うんですか。そんなふうにもどうしても聞こえてくるもので。あくまで夏休み生

活向上事業というのは、先ほども理事者のほうから説明があったみたいに、夏休みの自由研究とか、そういうようなものとかというような話があって、今、中村委員がお話しされている水との関わり合いの部分のところ、津波が来たらとか、防災の部分のところの水を使ったみたい言葉があるもので、そここのところの話を聞いていると、各学校にあるプールを使うみたいなことが、夏休み生活向上事業かなというふうに聞こえたもので、そうではないということですか。

#### ○ 中村久雄委員

いろんな方向性があると思うんですけど、プールというものを活用したいと思いますので、そういう面で防災教育に係る内容で、プールを活用した方向で広がっていけばいいなと。そういう部分が増えていけばいいなという思いです。

だから、それは、夏休み生活向上事業の中で各PTAと教育委員会、学校の先生方と話し合っ、て、どういう内容にしていくか決めると思うんですけど、そういう形で増えていけばいいなということでもあります。

#### ○ 竹野兼主委員長

ということは、すみません、夏休み生活向上事業というのは、先ほども理事者のほうから特色を生かす、その地域によって特色があるということなので、プールは基本にするわけではなくてという意味合いで了解されているということによろしいですね。

では、他にご質疑、ご意見、いただきたいと思います。

平野委員、いかがですか。

#### ○ 平野貴之委員

僕も考え、ちょっとまとまっていないんですが、PTAさんの行動の傾向を見ていると、リスクがちょっとでもあればやめて、何もしないことを選ぶ、このコロナの影響を受けてのPTAさんの行動なんかを見ていると、そういうのがあるなというのはすごく感じていて、PTAさんと一緒にというのは、あまりすべきじゃないかなと思っています。

ただ、今の現状の4校を頑張ってやってくれているPTAさんの負担をまぎらわすために直接雇用とか、石川委員が言われるような大学生の活用なんかを検討しながら、4校をサポートしていくことに今は注力していくのがいいのかな、現実的なのかなと思っています。

す。

その4校というのが、地理的にですけど、山とか川に親しみやすいような地域のところが残っていて、本当に必要な都市部の学校が残されていないというのは、非常に残念だなと思うんですが、また、そここのところもいろんな手段を考えていかなあかんなどは思っています。

#### ○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

伊藤昌志委員、いかがでしょう。マイクをお願いできますか。

#### ○ 伊藤昌志委員

事業の目的等のご説明いただいたとおりで、よく経緯も分かりましたが、ちょっと確認がしたいんですけど、実施意向のある学校は継続というような形になると、例えば教育委員会さんとしては実施を——聞き漏らしていたら恐縮なんですけど——教育委員会さんとしては、実施したいという大前提があるのですか。

#### ○ 長谷川教育総務課長

毎年、今年はこの事業を実施されますかということは、5月に各学校にご照会させていただきますので、実施していただけるなら実施していただきたいんですがというようなニュアンスも含めて。ただ、これはやはり負担が非常に大きいので強制にはならないような感じで、実施していただけるのでしたら十分にサポートはさせていただきますというニュアンスというふうには受け止めていただけないかなというふうには思っております。

以上です。

#### ○ 伊藤昌志委員

この事業自体が教育委員会さんからPTAの委託事業として発足しておりまして、目的がしっかりありますので、ですので手を挙げたところが、何かそこが実施者のような、話を聞いていて少し感じたので、感想だけです。

以上です。

## ○ 川村幸康委員

一つは、委託するという事は、本来は行政がすべきことをP T Aに委託しておるとい  
う考え方でいいのかなと思うところがあって、そうであると、学校だけではできやんで、  
P T Aさんにもお願いしてやってほしいという考え方であるのやったら、やっぱり私は四  
日市市でばらつきがあってはあかんと違うかなって思っています。

それによってプールで泳げることができるところとできないところが出ておるのかなと  
いうことで。そういう物の見方でいくと、本来は、学校教育の一環としてもやらなきゃあ  
かんところの部分で夏休み期間中、夏季休暇ということもあって、学校でプールがあるの  
にそういう施設を休ませておくのはもったいないよねと。特に四日市は、歴史的に市民か  
ら砂浜を奪ったということもあって、各学校にプールを造っていこうという珍しい地域性  
もあるので、四日市の人は意外に学校にプールがあることは当たり前のように思っておる  
けど、そうではないので、そよやと。二つで一つを使ったりなんかしているところもたく  
さんあるので、だからそういう特徴を生かしていくということが、もう一度よりよいほう  
にやっっていこうとすべきかなと思う。だから、原則とすれば、やっぱり委託事業なんや  
で、四日市全体でどこにも委託できる。

一つは、この公開の場で言いにくいことやであれやけど、責任は持つ、事故が起こって  
も、事故が起こるか起こらんか分からんけど、持つよという話の前に、委託事業なんやで、  
市に権限もあって開くので、全責任負うことも含めて、全部教育委員会で持ちますよと  
いうことを、私は、教育委員会が判断すべきやと思っています。そうすると、四つのP T  
Aの保護者たちは、それに十二分に受け応えてやっついて、あとのところはやっついてない  
という話にしかならんでね。

そういう意味でいくと、強制というのはみんな嫌がるけど、大事なもので委託事業でや  
ってきたのであれば、教育の一環としても、それから四日市の歴史を見ても、プールを子  
供たちに開放して水と親しむようにということしていくと、どうなんかなと思って。もうち  
よっと今度は現場の悩みや先生の職場環境なり、いろんなことがあってこうなったのか、  
どうなったのか、よう分からんけれども、少なくとも私は、昭和42年に生まれて、このサ  
ービス、小学1年生のときは、楽しみにしておったでね。海まで泳ぎに行くことができへ  
んわけやで。地区ごとに分かれてというと、その1時間ぐらい前から行って待っておった  
タイプやったで、だから本当、あの楽しみは子供らにも味わせてあげたいなと思うと、ち  
ゃんと責任と権限を教育委員会が明示して、そこらがちょっと中途半端なんやわな。何か



起こったときの責任だけは持つけど、するせんはあんたらやでとって、責任を持っておるかのように見えて、実は、半分保険をかけておるような。

そこがもうちょっと私は行政としていきますと。歩いておったって事故は起こるのやで、そういうことやろうと思うんだけどな。それに対する予算処置がもし必要であれば、今の時代やから、それは予算措置して、きちっとやりましようにということ。

もう一個は、学校のプール開放じゃなくて、学校のプール授業との関連でいくと、きちっとできるのかなと思ってな。泳ぎを教えられたりとか、そんな時間もないような気もしておってな、最近。

私らの頃って、泳げやん子がおったら、このプール開放が終わった後に泳ぎを教えてもらったり、あと、競技会に出る子は練習しておったような気がするな、三泗地区の。水泳部じゃないけど泳ぎのうまい子は。

だから、そんなのも含めていくと——そういう時代やったって片づけられるか分からんけど、そこまでやれとは言わんけれども——できたらきちっと明確に判断して、その分の必要な財源は議会も認めるよということやろうなと思う。

そもそも委託をやっぱり考えなあかん。委託というのは、教育上必要やで委託しておるのやで、だから神前小学校とこの八郷小学校を含めて、四つだけが委託事業対象になって、手を挙げやんだらというのではないと思う。逆に言ったら、そうしたら委託できるところを探してやらなあかんと思うな。私は、そんな考え方。

## ○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

今、川村委員から指摘されたプールの授業という意味合いのところで、もう少しプールの授業と、それから子供たちの学校の夏休みの開放の部分のところ、もう少し基本的な考え方を、今、指摘されているので、プールの授業というのはどういうものでいうところも含めて、少し説明をお願いできますかね。

## ○ 長谷川教育総務課長

まず、学校のプール授業のほうですね。

子供たちが授業で行うプール、これは教育課程に基づいて子供たちが体育の授業としてプールを活用して体力増強等、水泳の習練というところで行うものと、夏休みのプール運

営事業につきましては、やはり基本的には、子供たちに水に接する機会を与えるというレクリエーション、それから公共施設の有効活用という、この辺りを基本的なところに置いて、いわゆる教育課程とは違うところで教育委員会の事業として位置づけさせていただいておるという認識でございます。

その中で川村委員おっしゃっていただいたのは、水泳上の効果も当然あるかとは思いますが、私自身も実はこのプール開放でいろいろ水泳でできることがあったなど、今、思い出しておりますので、やっぱり子供たちが水に親しむことでプラスになると、それから楽しいと、夏休みに友達に会えると、いろいろございますので、その辺りの価値といえますか、これまでよかったところについては、改めてきちっと整理させていただいて、学校やPTAとお話をすることも大事なのかなと改めて、今、感じさせていただきましたが、まずは、教育課程とは切り離れたものとしてうちは認識しておりますし、効果としては、目的としてはそういうところで、学校ではなくて教育委員会として実施したい。そして、委託先については、現状、PTAがベストというところで、PTAをお願いしておるところでございます。

以上です。

## ○ 川村幸康委員

だから、結局、学校の授業のプールと夏休みのプールを分けるという考え方もあるのやろうけど、そこをどういうふうに見るのかなと思っておるところがあるで、だから、例えばコロナ禍で、これ、今まで全然岩盤のように変わらなんだ夏休みの時期も、ぐじゃぐじゃぐじゃとなってしまったからな。

そうすると、例えば今でも現実に学校のプールが使える期日が何月から何月って決まっておる中で、雨が降ったらなしやし、順延したり、繰り入れたりなんかしているけど、絶対数的に減っておる中でな。

特に、私は、いい面は伸ばして、悪い面は潰すという考え方でいくと、四日市には各学校にプールがあるといういい面をどう伸ばすかということやろうと思う。この昭和48年当時、せっかく造ってもらっておるのだから、夏休みが一番泳ぐ時期にはいい日やのに、使えやんのはあれよねという親の思いもあったし、教育委員会の思いもあって、委託事業という形で市が事業を入れたということであれば、レクリエーションも含めて子供の教育と見た場合に、学校教育で、やっぱり豊かな子供を育てたいと思うんさ。何でもして、友達

と、学校の授業じゃないけれども、社会の教育として小学1年生から6年生までが泳いだりしておった、俺のときは小学1年生から3年生とか、小学4年生から6年生というのもあったし、小学1年生から6年生が泳げるときもあったし、そこでちっちゃい子、私も妹がおったで、面倒をみてやってよと言っていた、お袋は。それで面倒を見ておったりもしておったでさ。

そういう社会教育の場として位置づけて教育委員会はしておるのやで、幾ら学校教育と違って、教育委員会が委託しておる限り、教育とは切っても切り離せやんという物の見方をして、そして進んでほしいなと。

それは悪い面を見つけ出したら、それはもう切れていくわ、糸は。事故があった場合、誰が責任を取ってどうしろとか管理体制がって言いだせば。だけど、やっぱりいい面を伸ばしながら、できるだけ悪い面は断つと。最後に言うておるんや、ここでもな。責任は全部、市、行政が持つという話であるならば、委託を受けやすいようなPTAの方向性を行政がやっぱり社会教育上も大事やでということできつくり出してやってくれるような形がないと、こうなってしまったけれども、公開されておるので言いにくいけど、この事故に関しては、様々なことが、背景があるのは教育委員会の人のご存じだと思う。私も知っておるで。

レアなケースかどうかというのは別にして、その1例を取って一事が万事で100ということもあらへんわけやで、いま一度、もう一遍、原点できちっと行政が確認して、それでいい面だけ伸ばしていくという、そういう政治判断というか、教育の判断をしてほしいな。

だから、学校だけが何も教育する場所じゃなくて、夏休みの期間でもプールを使って子供を教育するということはできるわけで、体験イコール教育やでな。別にそこでクロールをこうやって泳げとかいう話じゃなくてな。本当に押し合いっこしたり、鬼ごっこしてもいいのやろうし、それが楽しさなんやでさ。

だから、そういうことで葛西教育長が決断したらできるのと違うのと思っておる。

以上です。

## ○ 竹野兼主委員長

今、川村委員のほうからのプールの授業と、それから開放との部分のところが分けられるといいわなというような意見を出してもらいましたがけれども、それについては、当然ですけど、プールの授業があって、初めて開放があるというふうにこちらとしては理解して

おるんですけど、この部分のところについて、例えば今回みたいにコロナ禍の状況でプールの授業が行われないような状況のところであれば、開放はなかなかできないよというのがあると思うんですけど、そこのところだけ確認だけさせてください。

#### ○ 長谷川教育総務課長

教育総務課の長谷川でございます。

まず、現状でございますが、授業ができないというところで、プールが使用可能な状態になっていないというのが、今年度1学期の状態でございます。やはりコロナ禍であって、なかなか安全に水泳を、例えば着替え、更衣室の問題であったり、そういう中でプール自体が使用できるような状況になかったということでございます。

やはり学校施設の有効活用という面からも、授業で使っていることが前提というか、使える状態にあって、授業で使ったその使える状態をそのまま継続させて、どう有効活用するかという前提でプール事業のほうを実施というのは、やはり根底にあるのかなという考え方でございます。

以上です。

#### ○ 後藤純子委員

平成29年の9月に学校プール運営事業に関するアンケートで回答いただいたPTA会員のうち、60.6%が事業継続を希望されておりまして、全校児童の約85%も参加申請を提出しているというのがあって、私もスイミングスクール、通っていて、夏休みのプール開放を楽しみにしておりました。しかし、この現状で平成29年の溺水事故があつて、監視されているPTAの方の精神的負担とかを考えると、今、令和元年度で4校実施、できるところは安全対策を十分行った上で継続していただいて、ほかの学校のところは、運営事業は小学校夏休み生活向上事業と統合する方向でというのでしていただきたいなと思ひまして、水難事故防止用教材というのがこのコロナ禍を受けてあるようで、その教材とか動画を見てもらって、児童の水泳トレーニングにもなったらいいなと思ひます。

以上です。

#### ○ 竹野兼主委員長

それについて何か答弁できるところ、ありますか。

## ○ 高橋教育監

教育監の高橋です。

先ほど示していただいたそのような動画も、もちろん学校のほうでも活用もしつつ、特に今回は、水泳指導ができませんでしたので、その水難防止とか、自分の身を守るというようなところは、座学ですけれども、そういういろんな視聴覚機器も使いながら指導をするようにというようなことも文部科学省のほうから下りてきて、各学校にも示させていただいたところですが、やはり体験的なものというのは、座学よりは、やっぱりそれは行くというのは、皆さん、分かっていると思いますけれども、やっぱりそれができないときにどういうふうに指導していくかというような、そういうようなところも含めて取組を進めているところですが、今後、プール指導に関して、来年度どういうふうになるか分かりませんが、先ほど申しましたように、更衣室が密になったりとか、それから、そこら辺のプライバシー、違う部屋で着替えさせたらとか、いろんなこともありますし、それから説明にも出てきたんですけれども、学校プールが例えば交通事故であったりとか、あるいは不審者とかというようなことで、保護者が引率とか、地域で引率とか、いろんなそういうようなことも出てきていますので、その辺りはやはり整理をしながら取組を進めていくということは大事だというふうに思っています。

## ○ 森 智子副委員長

このPTAに委託をされているというところで、PTAの側の負担というのはすごく、安全面への配慮とかというもので、本当にすごく負担になっているのは事実であるとは思いますが。しかし、子供たちが楽しむことならということで、4校実施をしておりますけれども、この実施に当たっての主な安全対策を今後も取っていただけるようにするというところで、本当に安全のために考え得ることをしっかり支援もしていただきながら、やりたいと思うところに支援をしていただけるのも必要なのかなという考えはあります。

なので、そういう方向で、やりたいというところは支援をしていくという方向でやっていくんですね。

## ○ 長谷川教育総務課長

今、副委員長おっしゃっていただいたような、続けたいという思いにはしっかり向き合

って、そしてこの平成30年の1月にもお話しさせていただいておりましたが、もっとどうしたら安全にできるんだろうという、そういうアイデアといいますか、そういう検討といいますか、そういうところについては、PTAの意見もいただきながら。

例えば、新しいいいものが出てまいります。今後、いろいろAIなんかももしかして活用できるかもしれません。例えば子供たちの安全はカメラが見守るといって、大分先の話になるかもしれませんが、例えば動きの止まった子について警報が鳴るとか、いろんな将来的にはより安全なそういうデジタルの活用等も見据えられますので、何とかつないでいきたいという思いも私自身も持っておりますので、その辺り、しっかりPTAとご意見を交わしながら、していただけるところにはまずはしっかりお話しさせていただいてと考えております。

以上です。

#### ○ 竹野兼主委員長

副委員長、よろしいですか。

他にご質疑、ご意見、ございますでしょうか。

一つだけちょっとお願いです。

今後の方向性という部分のところについては、皆さん、この事業を継続するという意味合いと、それから統合する方向で検討するという意味合い、これは理解していただいたと思うんですけど、先ほど課長のほうから、3校の夏休み生活向上事業を実施する予定だったという部分のところは、今回できなかったという意味合いで、来年度に向けての生活向上事業という部分のところについては、今回の3校分の予算も含めてもう少し増やすのか、それとももうその3校という形で、統合する方向で検討されるという部分のところでは、この遅れを取り戻そうとされるのか、それとも予定の形で3校程度で進めていこうとされるのかという方向性だけもう少しお話しいただけますか。

#### ○ 長谷川教育総務課長

昨年度、検討しておった中で、今回の当初予算3校分の予算ということをお願いしておりますが、一つには、やっぱりいろいろ学校をリサーチしながら、今現状、こういうことをやっているということの話を教えていただきながら、3校程度であればできるのかなと思っておりまして、3校という形で去年予算化させていただいたんですが、今、委員長お

っしゃったように、1年空いてしまいましたので、遅れを取り戻すという面から、もう少しその辺りを学校のリサーチをしながら、もう少し広げてモデルとして実施できそうなら、また予算としてお力添えをお願いすることも検討させていただきたいと、このように考えております。

以上です。

## ○ 竹野兼主委員長

他にご質疑、ご意見、ございますでしょうか。

## ○ 川村幸康委員

さっきのできやんだときは、映像による授業なんかも大事やけど、やっぱり俺は何よりもそっちやと思うで、特に泳げるか泳げやんかって実地やで、教えてもろうただけで泳ぐ気になって泳いだらえらいことになるでな。泳げると泳げやんかは、実地が全てやで、できる限り来期に向けて、コロナ禍の中でもできるような方向性というのは考えてやってほしいなと思うな。

もしそれが駄目なんであれば、夏休みにそのカリキュラムをちょっと組み込んでいくとかいうことをしてやらんと、コロナ禍に遭遇した人だけが泳げやんだというのは、ちょっとかわいそうかなと思ってな。特に、その時期しかないでな。

スイミングクラブへ行くという手もあるけど、それはやっぱり経済的なものもあるし、泳げる人ってほとんどスイミングクラブへ行っておるわけやでな。その形にない子供たちをどう救うかというのは、公教育のよさでもあるので、そこらはきちっと理解してもらって、教育委員会の使命としてあると思うわ。

それは各学校に任すということではなくて、教育委員会がやっぱりある程度の大きな流れと判断はして、そして学校にいい状況をつくってやってほしいなというふうに思っています。

だから、やっぱり塩は初めてなめて辛いつて思うのと一緒やで、辛いぞ辛いぞと教えられるだけじゃ分からへんわけやでさ、なめてみて初めて塩の辛さが分かるのやで、それでいくと、よう似たところがあるし、今回、本当に小学校1年生の子なんかで学校のプールに初めて入れるという子もおったやろうしなと思ってな。そういうことでいくと、やっぱりそういう体験ができるようにしてやってほしいなと思う。

駄目であれば、これはやっぱりコロナ禍における緊急対応として、教育委員会が夏休みを活用した中でのプール事業をしてやってほしいなと思う。プール開放でなくてもな、プール事業か何らかの形で子供らがそういうことをできるようにしてやってほしいなと思う。

## ○ 竹野兼主委員長

責任ある立場で松岡副教育長か葛西教育長か、どちらか答弁をお願いいたします。

## ○ 葛西教育長

教育長の葛西です。

本年度、コロナ禍ということで、全国的にほぼ全てのと言っていいぐらいの学校でプール中止となりました。今、私どもは、修学旅行にしても社会見学にしても、それから運動会にしても体育祭にしても文化祭でも、何とか対応をきちっとして、子供たちの活動をしていこうという、そういうふうな方向で進めてきました。

このプールについても、今、教育委員会の中で、どうしたらこの課題がクリアできるのか、例えば更衣室での着替えの問題、それからプールサイドでの待機の問題、それから泳いでいるときにどうしても子供が密接してしまう、それが今までだったらバディ・システムでバディで確認していくというような方向を取ったわけですがけれども、それは両手をしっかり握るというふうな、そういうふうなことも入れてやっていたわけです。

それに代わるバディ・システムは取れないかとか、そういう2人1組で確認するわけです。特に低学年の子については、要は、例えば私と松岡君だったら、こうやって手をつないで確認するわけです。これで、2人ちゃんといるねというふうな、そういうふうなことをやる。これ、バディ・システムというわけです。

このプール運営事業、夏休みのPTAさんをお願いしているのも、このバディ・システムをきちっとやりましょうという、そういうふうなこともお願いしておいたわけです。

プールの授業でも、こういう幾つかの課題があって、これらをきちっとクリアするにはどうするのかということで、今、資料も作らせています。そして、それらがきちっとできるというめどが立てば、何とかプールを実施していきたいなというようにして、そんなふうにして考えております。

ただ、また5月、6月になって、これが急激に新型コロナが流行してきたということになると、それはまた考えなきゃならないと思うんですけれども、現在としては、これらを



乗り越えるために資料を今作っているという、そういうふうな現状です。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。

他にご質疑、ご意見、ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ないようですので、今回、今後の方向性という部分のところについての2点は、委員会の皆さん、確認させていただけたと思います。

今回、2年ごとの委員会の形で進むということになっておりますので、今日の所管事務調査の部分のところについては、来年度にしっかり送りたいということを含めまして、報告書の作成につきましては、正副委員長に一任していただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

では、そのような形でしっかりとした来年度に引き継げられるような報告書を作らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

1時間程度たちましたので、一旦ここで午後2時20分まで休憩をしたいと思います。その後、今後の小学校給食の部分のところについての協議会を行いますので、よろしくをお願いします。

14：08 休憩

---

14：44 再開

○ 竹野兼主委員長

それでは、事項書のその他の項、管内視察についてを議題とさせていただきます。

委員会の皆さんのほうから、管内視察、それから行政視察については、正副委員長一任というお言葉をいただいております、何かいいところがないかなという状況でいろいろと探してみました。

その中で、管内視察につきまして、今年度の11月1日にグランドオープンする久留倍官衙遺跡の公園をできたら一度行かせていただきたい。このコロナ禍の部分の中で議長のみが来賓という形で挨拶をされるというふうに聞いておりますが、なかなか委員の皆さんも行ける状況ではないというふうに思っております、提案をぜひさせていただきたいと思っております。

ただし、管内視察ですので、これまでの状況から考えますと、日程を一応候補として11月19日木曜日で考えております。半数以上が参加できれば、これを管内視察として認めていきたいなというふうに思っているところですが、いかがでしょう。午後で。

管内視察ですと、普通だと3か所、4か所ですが、1か所。この久留倍官衙遺跡公園という部分のところ1か所で、それぞれに直接に行ってもらうのもオーケー、もしくは一応予定として13時30分に出発して、こちらからもし役所のほうに来ていただけるなら、そのところから久留倍官衙遺跡公園のほうへ向かって、午後2時からの視察をさせていただいて、1時間以内では終われるかなというふうに思っています。

当然ですが、管内視察の部分のところについては、普通は理事者との懇親会もありますが、今の状況ですので、この1か所を視察させていただきたいという正副委員長の提案であります。

これ、今、皆さんのところで半数以上がちょっと無理だということであれば、管内視察については、日程をまた変更することもまた一度考えていきたいと考えております。そうすると来年度というか、1月以降になるかなとは思いますが、いかがでしょう。

#### ○ 荒木美幸委員

私、ちょっと監査の研修がありますので。

#### ○ 竹野兼主委員長

一応、本当は監査がないという予定も見ながら11月19日を用意させていただいたんですけど、今日、朝、お話をさせていただいたら、コロナ禍の関係で研修は実際になかったのですが、急遽行われることになったというふうに聞いております。

ほかの皆さん、いかがですかね。

○ 伊藤昌志委員

僕は都合が悪いです。

○ 竹野兼主委員長

都合が悪い。

○ 竹野兼主委員長

本当に1時間程度ですので、11月19日、申し訳ありませんが、一任させていただいたこともありまして、11月19日、市役所に集合していただく方は集合、それ以外に直接にそちらに向かっていただけるという方につきましては、事務局のほうに連絡を、一報をいただきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それともう一点、管内視察についてとだけ書いてありますが、行政視察。これも探してみたいんですが、いいところがなかなかありません。もし、今日、委員の皆さんのほうから県内のところでこんなところに行ったらどうだという意見をいただければ、それを少し調査して、行けるかどうかを一任できたらなと思っているところですが、何かございますでしょうか。

○ 川村幸康委員

このタイミングでは難しいに。行政視察は無理せんでもええに、もう。

○ 竹野兼主委員長

分かりました。じゃ、皆さん、その形でよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、行政視察は、今年度は行わないということで、委員の皆さんの確認を、今、させていただきますので、管内視察の部分のところだけは実施させていただくということで、よろしくをお願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

これをもちまして、教育民生常任委員会を終了させていただきます。

14 : 49 閉議